

第 2 回新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画検討会議の主な意見と対応

第 2 回検討会議での主な意見		意見への対応
会議室の方向性（案）について		
1	和室の必要性の有無、広さについて検討が必要ではないか。	・ 早川福祉会館の利用団体を対象にアンケートを実施し、和室の利用状況を調査しました。 ※ 基本計画（中間案）[本編] 74 ページ ・ 基本計画における和室について、現時点では 105 ㎡の広さを確保しつつ、間仕切りの設置や一部を会議室に転用することなどについては、設計の過程において検討します。 ・ なお、和室の運用について、現在は申請による団体利用のみ貸出としていますが、新施設では、貸出以外にも障がいのある人が休憩できる開放型の利用についても検討します。
2	小・中学校の教室の広さ（約 60 ㎡）が会議室として利用しやすいことから、タイプ 2（82 ㎡）は使い勝手が悪いのではないか。	・ 現在の早川福祉会館 201 号室（75 ㎡）において、点字図書室ボランティアグループが 30～40 人程度で定期的に利用されており、同等の広さのタイプの会議室が必要と考えています。
施設・配置計画（案）について		
3	防音・防振の面や施設の名称を分けるなど、別棟で運営する方が良い（B 案）、複合化によるスポーツ・文化活動への広がりへの効果として、スポーツ施設、点字図書室を一棟で運営する方が良い（C 案）など施設・配置計画（案）に関して様々な意見があり、案の選定にあたり、利用者等の意見を踏まえつつ、定量的な比較検討が必要と考える。	・ 第 2 回検討会議以降、10 月から 11 月にかけて、長居障がい者スポーツセンター公認クラブ、早川福祉会館点字図書室ボランティアグループとの意見交換を行うとともに、基本計画の検討過程を本市ホームページで公表し、利用者等からも意見を伺いました。 ・ 利用者等の意見も踏まえつつ、サービスと運営面等から定性的・定量的な比較検討を行い、本市として、最適な施設・配置計画（案）を選定し、基本計画（中間案）に反映しました。 ⇒ 関連資料 別紙「施設・配置計画（案）の比較検討について」

第2回検討会議での主な意見		意見への対応
4	休館日の取扱いについて、サービスと運営面から最適な休館日の検討が必要ではないか。	・ 早川福祉会館点字図書室のボランティアグループとの意見交換において、一部のグループから水曜日の開館を望む声もありました。 ・ 休館日については、条例で規定する事項であり、周辺の施設等の状況を踏まえつつ、引き続きサービスの維持・確保と運営面から検討します。 ※ 基本計画（中間案）[本編] 60 ページ
5	現在の館内放送について、スマートフォンとの連携も視野にデジタルを活用する一方でアナログとの併用の検討が必要ではないか。また、デジタル技術を導入する場合は、サーバー室が必要となり、空調設備等との部屋の仕様が異なるので、今後留意が必要である。	・ デジタルの導入とアナログ部分を残しておくことは必要なことであり、サーバー室のスペースの確保と仕様を含め、今後の整備を進める過程において十分に配慮します。
6	プールは湿気が多く、自然の摂理から考えると上部に諸室を設置しない方よい反面、上層階にすることで夏季は暑くなることから検討が必要ではないか。	・ 屋内プールは、発生した塩素ガスや温度・湿度の高い空気が天井面への結露やカビの発生の要因となることから、設置する階層に関わらず、他の諸室に影響しないような換気設備の導入が必要となります。 ・ 本市のほか他都市において、下層階に屋内プール、その上層階に体育室を設けている施設について、複数の事例があり、十分な換気対策とともに腐食対策を講じるよう、設計の過程において十分に考慮します。
基本計画（素案）について		
整備・運営の基本方針について		
7	1つ目のコンセプトについて、「スポーツや文化活動」を楽しむ事ができると修正した方がよいと考える。	・ 意見のとおり修正しました。 ※ 基本計画（中間案）[本編] 6 ページ
建築計画について		
8	既存樹木の移植等の取扱いから外構計画の項目を追加するとともに、あびこ筋沿、公園の園路からみたイメージを追加した方がよいと考える。	・ 意見のとおり項目を追加しました。 ※ 基本計画（中間案）[本編] 38 ページ、46 ページ

第2回検討会議での主な意見		意見への対応
9	障がいのある人となない人との交流を促進する施設として、長居公園に施設を整備する意義を踏まえた建築計画とともに、跡地計画については、緑化整備ではなく緑地整備の方が適切な表現であり、これまでの枠組みに捉われず検討されたい。	・ 緑の拠点とともに、市内唯一の運動公園として、身近なスポーツ・レクリエーションの拠点である長居公園に引き続き整備することから、施設整備から現在の長居障がい者スポーツセンターの跡地整備までの全体を通して、景観に配慮し、公園の緑との調和を重視します。 ・ また、障がいのある人のための施設としての運営は重視しつつ、長居公園の立地、ポテンシャルを活かし、障がいのある人となない人との交流の促進など、施設と公園の相乗効果を発揮できるような建築計画とすることとし、建築計画の重点的な柱に「長居公園の立地・ポテンシャルを活かした相乗効果の発揮」を追加しました。 ・ 跡地について、一般的な「緑化」ではなく、都市公園に相応しい「緑地」を整備する観点から、緑地整備に表現を修正します。 ・ 長居障がい者スポーツセンターの跡地については、これまでの機能を継承し、発展していくような公園の整備として、植栽、芝生、遊具の設置など、様々な内容が想定されますが、緑地の整備を基本としたうえで、具体的な内容については、後年度に検討のうえ、公園・緑地等の跡地計画を作成します。
10	新施設を避難所としての機能を有することはできないか。	・ 東住吉区地域防災計画を踏まえつつ、東住吉区役所と新施設における避難所の指定について検討を行いました。 ・ その結果、現時点では、東住吉区における災害時避難所の充足率から、新施設を災害時避難所として指定する状況ではありません。 ・ また、福祉避難所の指定については、「要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制」が整っている施設を指定している状況から、新施設における受入体制を踏まえつつ、指定の必要性を検討していくこととします。